

## 株式会社等の「みなし解散」にご注意ください！

令和2年10月15日付で法務大臣の公告がなされ、同日において最後の登記から12年を経過した株式会社又は5年を経過した一般社団法人若しくは一般財団法人は、**このままの状態**で放置すれば登記官の職権により**解散の登記がされることになりました**。これを回避するには令和2年12月15日までに登記の申請を行うか「まだ事業を廃止していない」旨の届出をする必要があります。

詳しくは法務省ホームページをご覧くださいか、お近くの司法書士におたずね下さい。

(法務省ホームページ [http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_00083.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00083.html))

あなたの**会社・法人**、**登記**を**放置**して**いませんか？**

休眠会社・休眠一般法人の整理作業により  
**12年間** 登記をしていない株式会社  
**5年間** 登記をしていない一般社団法人  
又は一般財団法人 } は、**解散**したものとみなされます。